

第4章 「安全安心で支え合う地域社会と快適な環境づくり」

第1節 災害につよい地域づくり

1 地域における防災力の強化

地域における防災力を強化するには、地域ワークショップにおいても指摘があるとおり、実際の災害時において機能する組織の構築が重要ですが、地域の防災の核となる自主防災組織の本市の組織率は県内の平均組織率に比較しても低く、未組織地域の組織化を積極的に進めていく必要があります。併せて、災害時における要援護者への対応等、地域内の協力体制の強化が求められています。

これらをふまえ、未だ自主防災組織の組織が成されていない地域に対しての組織化に向けた積極的な働き掛けを進めていくほか、災害時要援護者の登録の促進、自主防災組織や消防団を中心とした各地域の防災力の強化に努めていきます。

2 消防機能の充実促進

火災発生時における迅速な消防活動を行うための消防施設の計画的な整備を進めてしていく必要があります。また、火災時の逃げ遅れによる死亡を防ぐために、国、県内と比較しても設置が遅れている住宅用火災警報器の設置を積極的に進めていく必要があります。

これらをふまえ、迅速、安全に消防活動ができる消防施設の計画的な整備を進めていきます。また、住宅用火災警報器の全世帯での設置をめざし、啓発活動等による設置促進に努めていきます。

3 防災施設の強化

本市では、これまで大地震等の大規模災害は発生していませんが、実際に災害が発生した場合に対応できる情報通信機能を含む防災機能を有する施設の整備など、防災施設の強化が求められています。また、災害時の避難所となっている公共施設の耐震化をはじめ、地震に強い住宅の耐震化を進めていく必要があります。

これらをふまえ、災害時にも十分機能を発揮できる防災施設の整備のほか、避難所となっている公共施設の耐震化を進めていくとともに、既存住宅の耐震化促進への支援を進めていきます。

第2節 交通事故や犯罪のない地域づくり

1 交通安全活動の推進

交通事故の件数は減少傾向にあるものの依然として重大事故が発生しています。交通事故を撲滅していくうえでは、交通安全教育を充実し、同時に交通安全マナーの向上を図ることが重要です。

地域ワークショップにおいても、子どもの交通事故を心配する意見や危険箇所の点検、交通規制の設置方法や交通安全協会の役員のなり手の確保が必要であることの見解が出されています。

これらをふまえ、交通安全教育の充実、交通安全啓発活動の推進、交通安全施設の整備推進、地域啓発活動のリーダー育成をめざします。

2 防犯活動の推進

近年、市内における強盗等の凶悪な犯罪は発生していませんが、子どもを狙った声かけ事案や万引き等の軽犯罪は依然として発生している状況となっています。

地域ワークショップにおいても、子どもの安全確保について、防犯灯の設置等の意見が出されており、通学路における防犯灯の設置や防犯パトロールを推進するとともに、また、同時に地域の防犯力を高めることも必要です。

このため、通学路における暗がり解消対策や、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識により組織された防犯協会各支部と連携した防犯活動の推進、防犯パトロールの拡充をめざしていきます。

3 消費者保護の推進

情報化社会、高齢化社会の進展に伴い新たな消費者被害が発生しています。消費者に係わるトラブルや被害は多岐にわたり、数多く配信される情報を瞬時に判断するとともに、いち早く市民へ提供し被害を未然に防止していくことが求められています。

このため、迅速な情報提供により市民を消費者被害から保護していくとともに、消費者被害を受けた市民がより相談しやすい環境づくりに努めていきます。

第3節 環境を守り快適な暮らしの実現

1 環境美化の推進

地区の衛生組合を中心とした年2回の市民一斉クリーン作戦等により、地域環境保全の意識の醸成が図られつつありますが、その一方で地域ワークショップでも指摘があったように不法投棄が後をたたず、悪臭等に対する相談・苦情も増えつつあります。

このため、市民の環境美化、河川環境に対する意識向上がさらに求められることから、「環境美化」は地域の問題として捉え、市民の環境保全に対するさらなる意識の醸成を図るとともに、不法投棄に対しては広域にわたるより効果的な対策を講じていきます。

また、市街地を東西に貫くように流れる沼川については、地区ワークショップ等においても沼川の浄化の重要性が指摘されています。「沼川は市民の川」という意識の醸成をさらに図りながら、市民(NPO等団体)、行政、企業が連携し一体となって取組みを展開していきます。最上川や寒河江川、二ノ堰等についても、景観の保持、環境美化を図るとともに有効活用を図っていきます。

2 地球温暖化対策の推進

人類共通の課題である地球温暖化問題に対処するため、国では2020年度までに25パーセントの温室効果ガス排出量の削減目標を表明し、それにあわせて国と県では関係法案・計画等の見直し作業が進められています。また、地球温暖化に対する市民の関心も高まりつつあります。

地球温暖化の問題は国あるいは企業レベルだけの問題ではなく、私たち一人ひとりが自分自身の問題として取り組まなければならない問題であることから、地球温暖化防止のために市全体として取り組まなければならないこと、市民一人ひとりが取り組まなければならないことを検討し、「地球にやさしい生活」を実現するにはどうすればよいかを具体的に例示し情報提供を積極的に進め市民の意識の向上を図っていきます。

3 廃棄物対策の推進

県内で最も早い時期にごみの分別収集を実施するとともに積極的な啓発活動を行ってきたことなどにより、本市のごみの量は減少傾向にあります。引き続き啓発活動を進め、さらなるごみの減量化・再資源化を図る必要があります。

このため、ごみの分別の徹底を図りながら、生活用品の再使用、ごみの再資源化、そしてごみを出さない意識の向上を図っていきます。また、地域ワークショップの中でも意見があったように、学校と家庭、地域が一体となった「廃棄物対策教育」の充実を図ります。

第4節 市民のニーズに応じた住民サービスの推進

1 市民ニーズに応じたきめ細かな行政サービスの提供

経済活動の広域化や雇用形態の多様化、複雑化が進行する中で、市役所の業務時間外に住民票の写しや印鑑証明書等の交付を受けたいとの要望や、葬儀の日程を決定するために不可欠なことから、夜間でも斎場の予約をしたいとの要望が寄せられています。このような市民ニーズに対応するため、必要な行政サービスの拡充に努めていきます。

2 住民基本台帳カードを活用した行政サービスの拡大

本市において住民基本台帳カードの利用状況は、市民に浸透していないこともあり、電子申請システムを利用した各種申請手続きのうち、税の申告など一部の利用に留まっています。また、国では、全国での利用が可能な住基カードへの機能拡充と合わせ、社会保障カードとの一体化を進めようとしています。

このため、本市においても、国等の施策に合わせ、住基カードの利便性の向上を図るとともに、より一層の住基カードの普及拡大に努めていきます。

住民基本台帳カード（住基カード）：希望する住民に対して市町村から交付されるICチップを内蔵したカードで、住民の個人情報である氏名等及び住民票コードが記載されており公的個人認証にも使用可能。また、市町村の独自利用領域があり、多目的利用を行うことにより多様な行政サービスが受けられる。

3 総合案内機能の強化

市役所を訪れた市民の方の中には、手続きの担当課が分からないというお客さまも見受けられます。市民アンケートにおける市役所の利用のしやすさの満足度では、満足（やや満足を含む）19.0%に対し、不満（やや不満を含む）は23.6%となっているほか、地域ワークショップにおいても、市役所の組織が分かりづらいとの意見が寄せられています。

このため、より利用しやすい市役所にするため、お客様の用件をお伺いするなど、来庁者への案内をさらに円滑にできるよう体制の整備を図っていきます。